

2 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の 人件費率
23年度	人 89,940	千円 53,277,809	千円 1,680,160	千円 7,077,654	% 13.3	% 13.7

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 普通会計とは、特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業）及び公営企業会計（公営企業等事業）を除いたものをいいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	参考：類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 815	千円 3,185,680	千円 534,608	千円 1,166,479	千円 4,886,767	千円 5,996	千円 6,012

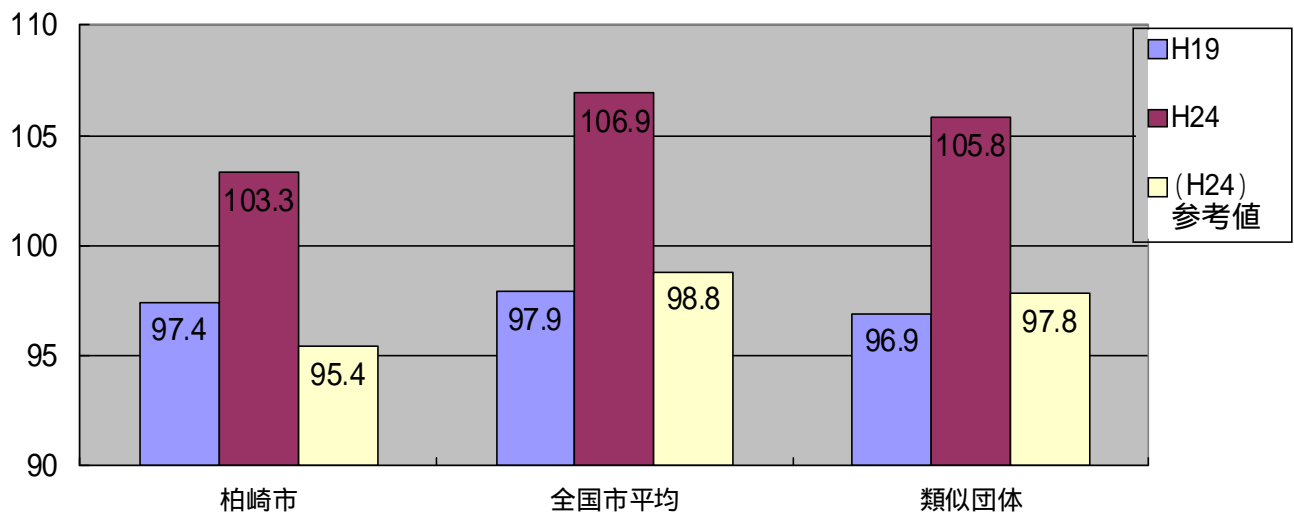
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- ・ 市長及び副市長の給料は、平成21年1月1日から平成24年12月5日までの間において、市長は20%を、副市長は15%を減じて支給します。
- ・ 教育長の給料は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において10%を減じて支給します。
- ・ 一般職員の給料は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において3%を減じて支給します。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号給の給料月額	243,700円	309,200円	356,400円	390,100円	402,500円	424,600円	458,400円

（注）給料月額は、1（3）特記事項に記載してある給与削減措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

一般行政職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース 注3)
柏崎市		44.8歳	333,181円	402,106円	353,365円
新潟県		42.8歳	336,185円	408,743円	364,225円
国	減額前	42.8歳	329,917円	-	401,789円
	減額後		304,944円	-	372,906円
類似団体		43.6歳	332,679円	392,296円	363,049円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
柏崎市	52.8歳	49人	356,580円	371,207円	363,617円	-	-	-	-
うち清掃職員	57.3歳	3人	379,261円	397,130円	389,033円	廃棄物処理業 従業員	44.7歳	288,200円	1.38
うち自動車運転手	56.3歳	7人	366,016円	392,645円	386,030円	自家用常用 自動車運転手	56.8歳	218,400円	1.80
新潟県	49.6歳	514人	353,328円	395,512円	378,462円	-	-	-	-
国	減額前	3,479人	285,030円	-	323,181円	-	-	-	-
	減額後		270,465円	-	307,506円	-	-	-	-
類似団体	49.3歳	49人	302,360円	335,467円	316,756円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
清掃職員	6,497,460円	3,989,200円	1.63
自動車運転手	6,348,840円	2,875,300円	2.21

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成21年～平成23年の3カ年平均）

民間従業員は、「フルタイムパート労働者」や「契約社員」などが含まれています。（当市の技能労務職員は、正規職員のみを対象）

職種については、当市の技能労務職員と類似する職種との比較であり、職務内容や在職年数等は、完全に一致しているものではありません。

民間の平均年齢、平均給与月額及び年間ベース（試算値）は、自家用乗用自動車運転手については新潟県平均、廃棄物処理業従業員については全国平均のデータを使用しています。

年収ベースの「公務員 C」及び「民間 D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
柏崎市	40.3歳	305,871円	373,807円	326,669円

国	減額前	41.2歳	316,195円	-	367,421円
	減額後		297,622円	-	346,716円
類似団体		39.7歳	307,988円	377,503円	341,011円

福祉職（保育士等）

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
柏崎市		44.4歳	324,701円	348,338円	329,045円
国	減額前	41.0歳	326,961円	-	371,712円
	減額後		305,230円	-	347,846円
類似団体		40.6歳	297,146円	320,213円	305,557円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 4 国の平均給料月額及び平均給与月額は、給与改定・臨時特例法により平成24年4月1日から平成26年3月31日の2年間、給与減額措置が講じられていることから、減額前と減額後の国家公務員給与を表示しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区分		柏崎市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	一般職 172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	一般職 140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,981円	295,850円	352,910円
	高校卒	-	261,512円	293,123円
技能労務職	高校卒	-	-	-

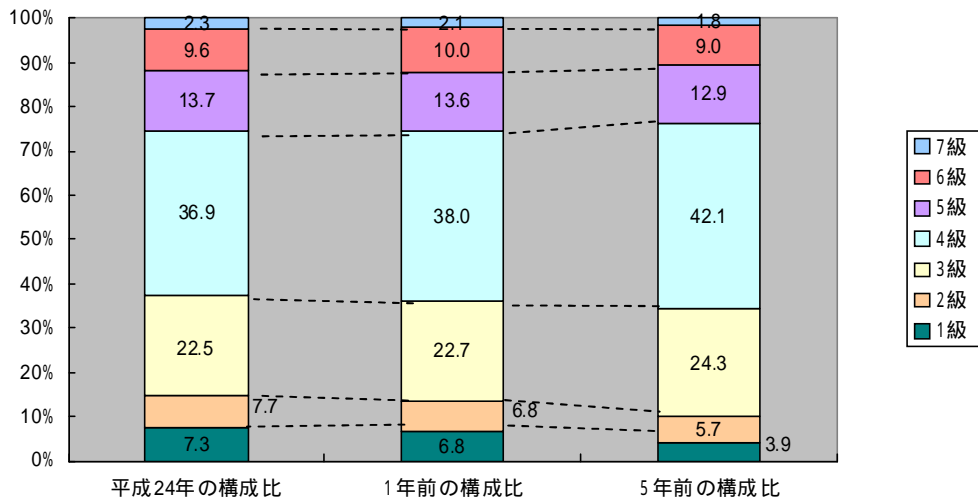
- (注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。
 2 該当する職員がない場合は、「-」としています。
 3 技能労務職は、高校卒の最低経験年数が23年です。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師又はこれらに相当する職の職務	32人	7.3%
2級	高度の知識経験を必要とする主事等の職務	34人	7.7%
3級	主査の職務	99人	22.5%
4級	困難な業務を行い、又は高度の知識経験を必要とする係長等の職務	163人	36.9%
5級	課長代理、副主幹又はこれらに相当する職の職務	60人	13.7%
6級	課長、主幹又はこれらに相当する職の職務	42人	9.6%
7級	部長又はこれに相当する職の職務	10人	2.3%

- (注) 1 柏崎市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
 職員の人材育成を基本とした人事考課制度の試行導入を平成18年度から管理職員(課長級以上)に、平成20年度から監督職員(課長代理及び係長)に、平成21年度から一般職員に対して開始しました。

2 昇給への勤務成績の反映状況
 昇給は、毎年1月1日にその者の勤務成績に応じて行われ、5段階の昇給区分(0~8号給以上。標準は4号給)に決定されます。
 現在、人事考課制度を段階的に試行・導入中であることから、人事考課制度による考課結果に基づいては昇給区分に差を設けていません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

柏崎市	新潟県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,441千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,497千円	
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいますが、現在、当市では再任用職員はおりません。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
 職員の人材育成を基本とした人事考課制度の試行導入を平成18年度から管理職員(課長級以上)に、平成20年度から監督職員(課長代理及び係長)に、平成21年度から一般職員に対して開始しました。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職員については、新しい人事考課制度による考課結果に基づき、国の制度に準拠した4区分の成績率のいずれかに決定しています。

なお、管理職以外の職員については、現在、人事考課制度を導入中であることから、成績率に差を設けず、一律の支給（67.5/100）を行いました。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

柏 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,883千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）	20,417千円		
支給職員1人当たり平均支給額（平成23年度決算）	6,805,519円		
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師の特例措置	53～66%	3人	15%

(注) 当市で地域手当が支給されるのは、医師に対する地域手当です。

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成23年度決算）		7,220千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		31,806円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		25.1%	
手当の種類（手当数）		23	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収業務に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	差押に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	1件当たり 500円
援護特殊調査手当	社会福祉事務所に勤務する現業を行う所員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、指導監督を行う所員	被生活保護世帯等の著しく困難な訪問調査等に関する業務	日額 300円
危険手当	保健師、看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士（診療所に勤務する保健師及び看護師を除く。）で従事した職員	感染症患者又は精神疾患等の患者の家庭訪問により療養等の指導を行う業務	日額 300円
防疫作業手当	従事した職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業	日額 500円
行旅病人取扱手当	従事した職員	行旅病人の取扱作業	1件当たり 700円
し尿処理業務手当	従事した職員	し尿処理施設におけるし尿処理業務	日額 500円
ごみ処理業務手当	従事した職員	ごみ処理施設におけるごみ処理業務	日額 500円
災害応急作業等手当	従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に	日額 500円

		において、その重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は住民等の避難誘導業務	
災害活動手当	自動車運転者	災害に出動し、著しく危険な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 500円
	その他の職員		勤務1回につき 300円
救急業務活動手当	救急救命士	救急業務に出動し、著しく危険又は不快な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 350円
	自動車運転者		勤務1回につき 250円
	その他の職員		勤務1回につき 170円
高所作業手当	従事した職員	災害現場において地上 15メートルを超える作業に従事する業務	勤務1回につき 200円
夜間招集手当	非常招集を命ぜられた職員	午後9時から翌日午前5時までの間、月2回以上招集される業務	2回目から勤務1回につき 1,000円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
除雪作業手当	従事した職員	深夜の除雪車の運転（同乗して行う運転の補助を含む。）	日額 1,000円
道路上・下水道特殊作業手当	従事した職員	特殊自動車を使用する著しく危険な道路補修作業等又は下水道管きょ内の汚泥若しくは異物除去の作業	日額 500円
危険手当	1 診療所に勤務する職員（保健師、看護師を除く。）	診療所運営に関する業務	1 月額 1,000円
	2 診療所に勤務する保健師、看護師		2 月額 2,000円
放射線取扱手当	診療エックス線技師又は助手として従事した職員	診療エックス線の照射に関する業務	日額 300円
指導育成手当	従事した職員	派遣又は派遣研修における児童の指導育成等に関する業務	勤務1月につき 9,000円
夜間介助手当	従事した職員	派遣又は派遣研修における夜間の児童介助業務	1夜につき 2,000円
粗大ごみ等収集作業手当	従事した職員	粗大ごみ等の収集作業	日額 500円
し尿収集作業手当	自動車運転手 清掃員	し尿収集作業	日額 500円
ごみ処理作業手当	操機員	ごみ処理施設のごみ処理作業	日額 500円

（注）徴収手当、防疫作業手当、し尿処理業務手当、ごみ処理業務手当、災害応急作業等手当、除雪作業手当、道路上・下水道特殊作業手当、粗大ごみ等収集作業手当、し尿収集作業手当及びごみ処理作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満（除雪作業手当にあっては2時間未満）であった場合は、支給額の100分の50とします。また、指導育成手当及び危険手当の支給額は、その月の派遣又は派遣研修の勤務日数が15日未満であった場合は支給額の100分の50を支給し、その月の勤務日数が5日未満であった場合は全額支給しません。

（5）時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	271,540千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	325千円
支給実績（平成22年度決算）	256,595千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	302千円

(6) その他の手当 (平成 2 4 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (23 年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・その他の被扶養者 6,500 円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち 1 人は 11,000 円) ・子が 16 歳に達する年度の始めから 22 歳に達する年度末までに該当する場合には 5,000 円加算 	同じ		96,692 千円	234,122 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給 	同じ		20,623 千円	248,468 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 (電車、バス等利用者) 負担している運賃の額に応じて最高 55,000 円まで支給 ・交通用具使用者 (自動車等使用者) 片道の使用距離に応じて 2,900 円 (2 km 以上 4 km 未満) から最高 33,700 円 (60 km 以上) まで支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者は同じ。 ・交通用具利用者は異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通用具利用者 国は片道の使用距離に応じ 2,000 円 (2 km 以上 5 km 未満) から最高 24,500 円 (60 km 以上) まで支給 	47,871 千円	69,379 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、月額 23,000 円に距離に応じて 45,000 円の範囲内の金額を加算して支給	同じ		348 千円	348,000 円
宿日直手当	庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員には、勤務 1 回につき 4,200 円を支給	同じ		- 千円	- 円
特別勤務手当 管理職員	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000 円 課長等・・・8,000 円	異なる	職員の区分に応じ、6,000 円 ~ 12,000 円を支給	378 千円	29,077 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に、その間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を支給	同じ		12,437 千円	26,519 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務 1 時間につき、100 分の 135 の割合を乗じて得た額を支給	同じ		50,482 千円	175,285 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		39,227千円	603,494円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額7,360円～17,800円を支給	同じ		14,405千円	62,091円

- (注) 1 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、管理職手当については、10%減じて支給しています。
2 交通用具使用者(自動車等使用者)の通勤手当は、片道の使用距離に応じて2,500円(2km以上4km未満)から最高24,500円(60km以上)まで支給でしたが、平成24年4月から改正されました。

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	758,400円(948,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	629,850円(741,000円)	円/円	
報酬	議長	491,000円	円/円	
	副議長	420,000円	円/円	
	議員	394,000円	円/円	
期末手当	市長 副市長	(平成23年度支給割合) 2.95月分		
	議長 副議長 議員	(平成23年度支給割合) 2.95月分		
退職手当	市長	(算定方式) 948,000円×在職月数×0.52	(1期の手当額) 23,662,080円	(支給時期) 退職時(在職期間通算)
	副市長	741,000円×在職月数×0.34	12,093,120円	同上
寒冷地手当	市長 副市長	一般職の職員の例に準じて支給		

- (注) 1 給料欄における()内の金額については、条例上の市長の給料額及び副市長の給料額です。なお、平成21年1月1日から平成24年12月5日までの間、市長は20%を、副市長は15%を減じて支給しています。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

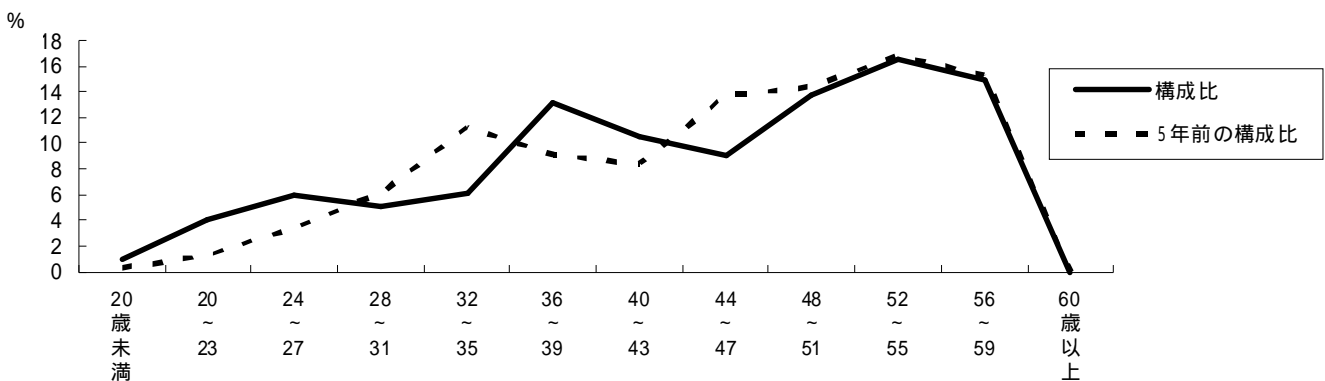
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		23年度	24年度			
普通会計部門	一般行政	議会	5	5		
		総務税務	178	180	2	東日本大震災被災者支援業務増加等
		民生	225	210	15	2 保育園の民間譲渡、児童福祉施設の民営化
		衛生	63	61	2	ごみ処理業務の完全民間委託
		農林水産	41	41		
		商工労働	25	22	3	事務の統廃合縮小等
		土木	78	82	4	都市計画専門課の新設、道路維持部門の増強
	計	615	601	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.78人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
	教育部門	63	64	1	教育センター機能強化等	
	消防部門	138	143	5	原発事故対応業務増	
小計	816	808	8	<参考>人口1万人当たり職員数 89.78人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)		
公営企業等 会計部門	病院	20	19	1	診療所夜間診療体制の縮小	
	水道	37	37			
	下水道	27	26	1	下水道経理部門縮小	
	その他	68	68			
	小計	152	150	2		
合計		968 [1,021]	958 [1,021]	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.44人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。(教育長を含みます。)

2 []内は、条例定数の合計です。

3 人口1万人当たりの職員数については、地方公務員定員管理調査における平成24年3月31日現在の人口に基づく数値です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	9人	39人	56人	49人	58人	125人	101人	86人	132人	159人	143人	0人	957人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。(教育長を除きます。)

(3) 職員数の推移

(単位;人・%)

部門別 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政部門	672	660	638	620	615	601	71 (10.6%)
教育	100	93	82	72	63	64	36 (36.0%)
消防	142	139	141	141	138	143	1 (0.7%)
普通会計計	914	892	861	833	816	808	106 (11.6%)
公営企業等会計計	162	163	161	159	152	150	12 (7.4%)
計	1,076	1,055	1,022	992	968	958	118 (11.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員数は、一般職に属する職員数です。(教育長を含みます。)

8 公営企業職員の状況

(1) ガス事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成23年度	3,162,715千円	90,141千円	184,645千円	5.8%	6.0%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	28人	117,255千円	23,606千円	43,784千円	184,645千円	6,594千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の給料は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において3%を減じて支給します。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	46.4歳	363,705円	549,538円
団体平均	43.6歳	357,670円	540,233円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	団体平均
1人あたり平均支給額（平成23年度） 1,564千円	1人あたり平均支給額（23年度） 1,480千円
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 月分 勤勉手当 月分 （ ）月分 （ ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいますが、現在、当市では再任用職員はおりません。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

柏 崎 市	団体平均
（支給率） 自己都合 定年・勸奨 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人あたり平均支給額 24,619千円	（支給率） 自己都合 定年・勸奨 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人あたり平均支給額 8,107千円

（注）退職手当の1人あたり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

区 分	全 職 種		
支給実績（平成23年度決算）	61千円		
支給職員1人あたり平均支給年額（平成23年度決算）	3,414円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	64.3%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に係る業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円

危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円
--------	--------	---	---------

（注）徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	12,499千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	481千円
支給実績（平成22年度決算）	11,652千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	448千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円 （ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円） 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ		4,950千円	260,526円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		264千円	264,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給 	同じ		1,659千円	59,243円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		1,121千円	560,520円

手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,800円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	2,361千円	124,242円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価 1,500円	異なる	一般行政職は制度なし	284千円	20,250円
勤務手当 管理職員特別	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円	同じ		- 千円	- 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額7,360円～17,800円を支給	同じ		407千円	81,400円

- (注) 1 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、管理職手当については、10%減じて支給しています。
2 交通用具使用者(自動車等使用者)の通勤手当は、片道の使用距離に応じて2,500円(2km以上4km未満)から最高24,500円(60km以上)まで支給でしたが、平成24年4月から改正されました。

(2) 水道事業
職員給与費の状況
ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める職員給与費比率
平成23年度	2,526,272千円	219,408千円	241,376千円	9.6%	10.0%

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成23年度	37人	152,325千円	32,322千円	56,730千円	241,376千円	6,524千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の給料は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において3%を減じて支給します。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	46.0 歳	357,719 円	543,640 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

（注）平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,533千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,492千円
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 月分 勤勉手当 月分 （ ）月分 （ ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいますが、現在、当市では再任用職員はおりません。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

柏 崎 市	団 体 平 均
（支給率） 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 26,762千円	（支給率） 自己都合 定年・勤奨 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 15,252千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

区 分	全 職 種		
支給実績（平成23年度決算）	226千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	8,054円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	75.7%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、	困難な徴収に関する業務	日額 300円

	面接して困難な徴収事務に従事した職員		
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

（注）徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	18,595千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	547千円
支給実績（平成22年度決算）	17,722千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	506千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円 （ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円） <ul style="list-style-type: none"> 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ		6,503千円	240,833円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	同じ		324千円	324,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 <ul style="list-style-type: none"> 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給	同じ		2,525千円	74,274円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		1,838千円	612,720円
手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,800円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	2,071千円	115,033円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価 1,500円	異なる	一般行政職は制度なし	240千円	15,000円
勤務手当 管理職員特別	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円	同じ		- 千円	- 円
寒地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額 7,360円～17,800円を支給	同じ		- 千円	- 円

(注) 1 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、管理職手当については、10%減じて支給しています。

2 交通用具使用者(自動車等使用者)の通勤手当は、片道の使用距離に応じて2,500円(2km以上4km未満)から最高24,500円(60km以上)まで支給でしたが、平成24年4月から改正されました。

(3) 公共下水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成23年度	2,667,729千円	32,071千円	121,420千円	4.6%	4.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	19人	80,240千円	11,434千円	29,746千円	121,420千円	6,391千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の給料は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において3%を減じて支給します。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	47.1 歳	362,580 円	532,543 円
団体平均	44.5 歳	355,276 円	525,167 円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	団体平均
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,566千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,469千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 () 月分 勤勉手当 () 月分 () 月分 () 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況)

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいますが、現在、当市では再任用職員はおりません。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

柏 崎 市			団体平均		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	25,022千円		1人当たり平均支給額	13,280千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成23年度決算）		16千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		1,772円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		47.4%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

（注）徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	5,433千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	302千円
支給実績（平成22年度決算）	4,869千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	256千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円) 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ		2,429千円	202,375円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		- 千円	- 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者(電車、バス等利用者) 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者(自動車等使用者) 片道の使用距離に応じて2,900円(2km以上4km未満)から最高33,700円(60km以上)まで支給 	同じ		1,034千円	60,847円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円 	同じ		561千円	561,000円
手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,800円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	1,479千円	134,455円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価1,500円	異なる	一般行政職は制度なし	144千円	20,571円
勤務手当 管理職員特別	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円 	同じ		- 千円	- 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額7,360円～17,800円を支給	同じ		339千円	56,567円

(注) 1 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、管理職手当については、10%減じて支給しています。

2 交通用具使用者(自動車等使用者)の通勤手当は、片道の使用距離に応じて2,500円(2km以上4km未満)から最高24,500円(60km以上)まで支給でしたが、平成24年4月から改正されました。

(4) 農業集落排水事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成23年度	876,112千円	31,109千円	47,302千円	5.4%	5.2%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	8人	30,995千円	4,909千円	11,399千円	47,302千円	5,913千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の給料は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において3%を減じて支給します。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	42.3歳	332,944円	492,727円
団体平均	44.5歳	355,276円	525,167円

(注) 1 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

2 団体平均は、比較のため下水道事業に係る数値を掲載しています。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	団体平均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,425千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,469千円
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 月分 勤勉手当 月分 （ ）月分 （ ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況）

（注） 1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいますが、当市では職員の再任用を行っておりません。

2 団体平均は、比較のため下水道事業に係る数値を掲載しています。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

柏 崎 市	団体平均
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 - 千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 13,280千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額となりますが、退職者はいませんでした。

2 団体平均は、比較のため下水道事業に係る数値を掲載しています。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成23年度決算）		9千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		1,880円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		62.5%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円

滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

（注）徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	2,428千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	304千円
支給実績（平成22年度決算）	2,142千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	268千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 その他の被扶養者 6,500円（ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円） 子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算 	同じ		968千円	161,333円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 	同じ		456千円	228,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給 交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給 	同じ		384千円	54,857円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		- 千円	- 円
手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,800円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	458千円	114,550円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価1,500円	異なる	一般行政職は制度なし	65千円	16,125円
勤務手当 管理職員特別	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000円 課長等・・・8,000円	同じ		- 千円	- 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額7,360円～17,800円を支給	同じ		140千円	70,000円

- (注) 1 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、管理職手当については、10%減じて支給しています。
- 2 交通用具使用者(自動車等使用者)の通勤手当は、片道の使用距離に応じて2,500円(2km以上4km未満)から最高24,500円(60km以上)まで支給でしたが、平成24年4月から改正されました。